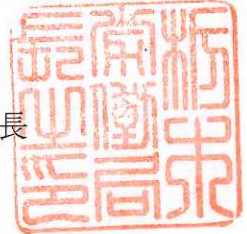


栃労発雇均 0830 第 1 号
平成 30 年 8 月 30 日

関係機関・団体の長 殿

栃木労働局長



10 月における年次有給休暇の取得促進について(御依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年次有給休暇の取得率は平成 28 年全国ベースで 49.4%となっており、近年微増傾向にあるものの、依然 5 割を下回る水準で推移しています。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日閣議決定)においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇取得促進を一層推進する取組が求められているところです。

このため、厚生労働省では次年度の年次有給休暇の計画的付与について、労使で話し合いを始める前の時期である 10 月を、「年次有給休暇取得促進期間」と定め、周知・広報・労使に対する働きかけ等を行うこととしているところです。

つきましては、別添ポスターの掲示及びリーフレットの配布とともに、別紙広報文例について、広報誌(紙)やホームページへの掲載等により、周知に御協力くださいますようお願いいたします。

※御不明の点などは、お手数でも下記の担当者まで御連絡ください。

担当部署

栃木労働局 雇用環境・均等室

TEL 028-633-2795

担当者

労働紛争調整官 西村 浩二

